

住宅リフォーム推進事業

“住宅リフォーム緊急支援事業”

増改築・リフォーム工事に対し
補助対象工事費の10%最大20万円の補助！

“安全安心リフォーム推進事業”

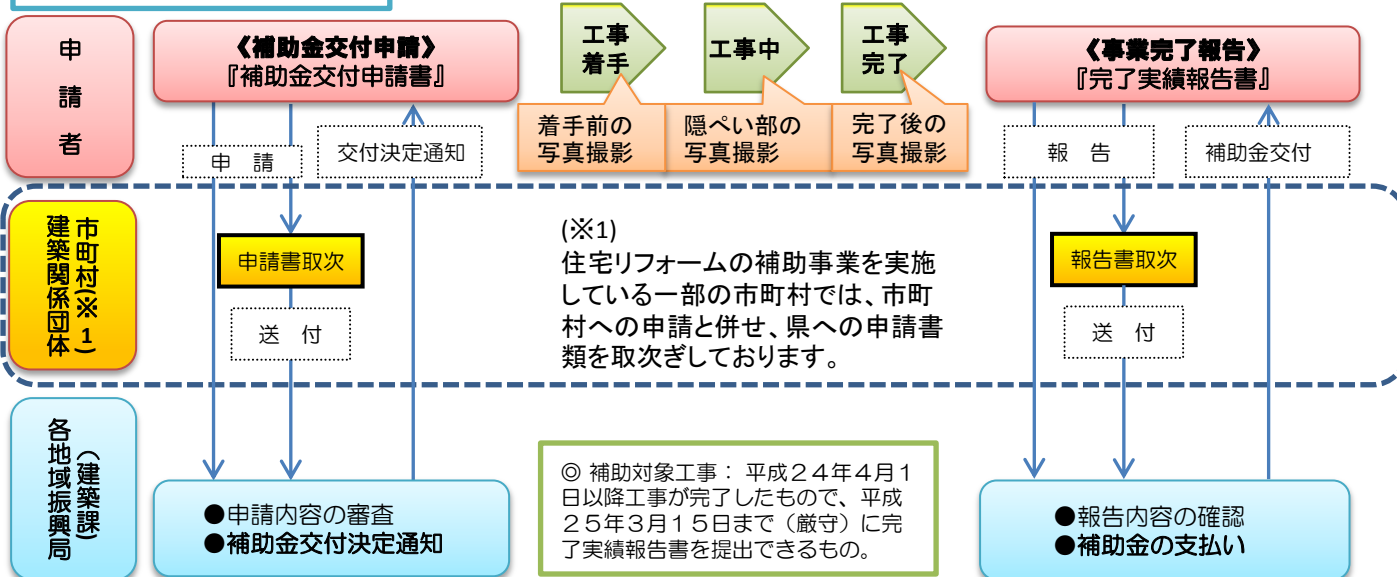
耐震改修、断熱・省エネ改修、バリアリ-改修工事が
補助対象工事の1/2以上を占める場合
補助対象工事費の10% 最大30万円の補助！

県では、住宅投資による県内経済の活性化や地球温暖化防止のために、住宅の耐震化等安全で安心できる居住環境の向上を推進します。

重要 住宅リフォーム緊急支援事業と安全安心リフォーム推進事業の併用はできません。

事業名	住宅リフォーム緊急支援事業	安全安心リフォーム推進事業
対象者	本人(配偶者含む)・親・子が所有し、いずれかの者が居住している県内に在住する者	
対象住宅	○一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅の部分が1/2以上の住宅) ○マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	
対象工事	①増改築・リフォームに要する費用(消費税含む)が50万円以上 ②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの ③平成24年4月1日以降に工事が完了するものであって、かつ平成25年3月15日までに完了実績報告書の提出ができるもの	同左+ ①耐震上有効な改修(例:筋かい設置など) ②断熱・省エネ改修(二重窓設置、壁断熱改修など) ③バリアフリー改修(手すり取付やスロープ設置など) の工事に要する費用の合計(増改築工事費を除く)が1/2以上であるもの
対象外工事	①公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ②門・塀等、いわゆる外構工事(※リフォーム等工事に関わる工事を除く) ③住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費 ④住宅用給湯機器の購入費 ⑤他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上認められない費用 ⑥その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用	
補助額	補助対象工事に要する費用の10% 上限20万円 (ただし千円未満切り捨て) ※平成22,23年度にリフォーム補助を利用された方は、補助を受けた工事カ所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金の合計額と合わせて20万円を限度とします。	補助対象工事に要する費用の10% 上限30万円 (ただし千円未満切り捨て) ※平成22,23年度にリフォーム補助を利用された方は、補助を受けた工事カ所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金の合計額と合わせて30万円を限度とします。

補助事業申請フロー



注) 事前申請及び事後申請とも可能ですが、工事前・工事中の写真の撮り忘れにご注意ください。

事業名	住宅リフォーム緊急支援事業	安全安心リフォーム推進事業
補助金 交付申請	①補助金交付申請書 (リフォーム様式第1号) ②工事請負契約書または請書の写し ③工事内訳明細書の写し ④補助対象工事を行う住宅及び住宅 の部分の工事前の写真 ⑤申請者と住宅の居住者が異なる場 合、居住者の住民票及び申請者と 居住者の親子関係が確認できる戸 籍謄本 ⑥その他知事が必要と認める書類	①補助金交付申請書(リフォーム様式第2号) ②工事請負契約書または請書の写し ③補助金交付申請書に係る見積書(指定書式のもの) ④補助対象工事を行う住宅及び住宅の部分の工事前の写真 ⑤申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及 び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本 ⑥安全安心リフォーム工事概要書(リフォーム様式第2-1号) ⑦補助対象工事の施工箇所・仕様を表示した図面 ⑧国の補助事業で市町村が実施する耐震改修補助金を受ける 場合、その補助金交付決定通知書の写し ⑨その他知事が必要と認める書類
完了 実績報告	①完了実績報告書 (リフォーム様式第4号) ②補助対象工事を行った住宅及び住 宅の部分の工事中及び工事完了 後の写真 ③建築基準法による確認済証を受け た工事にあつては検査済証の写し ④工事内容の変更により、補助金額 の変更が生じる場合は、○工事請 負変更契約書又は変更請書の写し ○変更後の工事内訳明細書の写し ○変更部分に係る工事着手前の写 真 ⑤工事費用に係る領収書写し ⑥補助金交付請求書 (共通様式第2号) ⑦その他知事が必要と認める書類	①完了実績報告書(様式第5号) ②補助対象工事を行った住宅及び住宅の部分の工事中及び工 事完了後の写真 ③建築基準法による確認済証を受けた工事にあつては検査済証 の写し ④工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、○ 工事請負変更契約書又は変更請書の写し○変更後の申請に 係る見積書(指定書式)○変更後の安全安心リフォーム概要書 ○変更後の補助対象工事の施工箇所・仕様を表示した図面○ 変更部分に係る工事着手前の写真 ⑤節水型トイレ及び高断熱浴槽を設置した場合、その性能を 証明するもの ⑥工事に要した費用に係る領収書写し ⑦補助金交付請求書 ⑧その他知事が必要と認める書類

補助金の申請は、同一年度に一回限りです。

実施期間

完了実績報告提出期限 平成25年3月15日(厳守)

申請・問い合わせ先

鹿角地域振興局建築課	TEL 0186-23-2311
北秋田地域振興局建築課	TEL 0186-63-2531
山本地域振興局建築課	TEL 0185-52-6103
秋田地域振興局建築課	TEL 018-860-3491
由利地域振興局建築課	TEL 0184-27-1777
仙北地域振興局建築課	TEL 0187-63-3113
平鹿地域振興局建築課	TEL 0182-32-6206
雄勝地域振興局建設課	TEL 0183-73-6166

☆下記の団体(支部等)でも書類の取次ぎを行っています。
それぞれお問い合わせ下さい。

秋田県建設技能組合連合会	TEL 018-862-3050
秋田建設技能組合	TEL 018-862-2727
秋田建築労働組合	TEL 018-865-2291
(社)秋田県建築士事務所協会	TEL 018-865-1225
(社)秋田県建設業協会	TEL 018-823-5495
(社)秋田県建築士会	TEL 018-863-6348
(社)秋田県宅地建物取引業協会	TEL 018-865-1671
(社)全日本不動産協会秋田県本部	TEL 018-833-1219
秋田県商工団体連合会	TEL 018-835-8026

☆住宅リフォーム補助事業を実施している一部の市町村では、市町村への申請と併せ、県への申請書類を取次ぎしておりますので、お住まいの市町村窓口にご確認下さい。